平成２８年（フ）第４５９号
大阪府泉南郡熊取町長池１番16―503号
債務者　小椋　初子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７２号
大阪府岸和田市土生町８丁目21番11号
債務者　依田　　洋
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４７３号
大阪府和泉市上町711番地の２―103
債務者　川崎　吉重
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６５４号
北海道江別市大麻沢町５番地の１　サンゴールドヴィラⅡ―1152
債務者　中村　武志
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７０８号
札幌市東区北34条東５丁目１番６号　パークサイドＮ102号
債務者　大橋　友子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７３５号
北海道江別市幸町17番地の６　クイート高砂202号室
債務者　松井　美鈴
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７４４号
札幌市白石区東札幌６条６丁目２番８―103号
債務者　上原久美子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
釧路市鳥取北９丁目９番５号　ケアホーム９－５
債務者　出町江美子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１２３号
北海道上川郡清水町南10条６丁目１番地　東団地36号
債務者　鍋山　重春
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第２８５号
埼玉県羽生市南５丁目４番地８
債務者　新藤　　浩
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９号
埼玉県秩父市上町１丁目３番14号
債務者　福田　和雄
1　決定年月日時　平成28年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
新潟県三条市大島218番地
債務者　五十嵐　徹
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５２号
新潟県三条市大島5088番地９
債務者　田中美智代
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５３号
新潟県三条市大島5088番地９
債務者　田中　彩美
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第６５８号
大阪府松原市新堂１丁目600番地の３（103号）、前住所大阪市天王寺区逢阪２丁目４番14号　ファミール天王寺202号
債務者　飯田　佑二
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７６１号
堺市西区鳳中町２丁31番地２　サンライズ鳳308号、前住所大阪府東大阪市高井田１番10号　サングランデ永和307号
債務者　田村　　隆
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７６７号
堺市堺区大浜南町３丁１番13―203号、前住所堺市北区新金岡町２丁３番33―501号
債務者　大町　裕一
1　決定年月日時　平成28年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係